（市町村民税に関する経過措置）

第四条　新令第四十八条の九の二第八項並びに附則第四条第二十項、第四条の二第十九項、第十八条の五第二十六項、第十八条の六第三十三項及び第十八条の七の二第十七項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新令第四十八条の十三第二十八項の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の八第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「七年」を「九年」に改める。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十六号）の施行に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、「第三十三条の五の二第一項並びに」を「第三十三条の五の二第一項及び」に改め、「及び第九条第一項」を削り、同条第二項を削り、同条を第五条とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第百五十五号

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第五条第一項及び地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日　総務大臣　川端　達夫

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令

（平成二十三年度の道府県及び市町村に係る算定方法）

第一条　各道府県及び各市町村に対して平成二十四年三月に交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税（東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。以下「法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額として、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を、同月において決定し、交付する。

一　別表一の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）又は特別会計補正予算（特第1号）により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額（この省令の施行の際現に地方債をもってその財源とした場合においては、当該地方債の元利償還のために必要な額に相当する額として総務大臣が調査した額。次号から第七号まで、第十号及び第十二号において同じ。）

二　別表二の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）又は特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三　別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四　別表四の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計補正予算（特第3号）により国が施行する各事業（全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係る事業及び平成二十三年台風第十二号等に係る事業（次号において「全国防災事業等」という。）を除く。）に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

五　別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計補正予算（特第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（全国防災事業等を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

六　平成二十三年三月二十八日の財務大臣決定又は平成二十三年四月十九日の財務大臣決定に基づき平成二十二年度一般会計予備費又は平成二十三年度一般会計予備費を使用して交付される災害救助費負担金を受けて施行する事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

七　平成二十三年十月十四日の閣議決定「平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用について」に基づき予備費を使用して交付される中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金を受けて施行する事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

八　平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）、一般会計補正予算（第2号）又は一般会計補正予算（第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体若しくは特定被災地方公共団体